

第2 販売取扱所

1 取扱所の定義

取扱所とは、危険物の製造以外の目的で1日に指定数量以上の危険物を取り扱うため、法第11条第1項による許可を受けた場所をいい、当該場所にある危険物を取り扱う建築物、その他の工作物及び空地並びにこれらに附属する設備の一体をいう。(S34.10.10 国消甲予発第17号通知)

2 販売取扱所の定義

販売取扱所は、危険物を容器入りのままで販売する取扱所であることから、危政令第27条第6項第2号の基準に適合しない行為は認められないものである。したがって、販売取扱所において自動車等への給油又は石油類等の詰替えを行うことはできない。また、危険物以外の物品を販売取扱所内において、販売することはできない。

3 指定数量の求め方については次によること。(★)

当該施設内に収納する危険物の合計量を当該取扱所の取扱量とする。

(第1種販売取扱所の基準)

危政令第18条第1項

1 木造建築物への設置

木造建築物(倉庫内)の一部に販売取扱所を設けることは認められない。

(S41.11.4 自消丙予発第141号質疑)

2 販売取扱所の店舗の位置

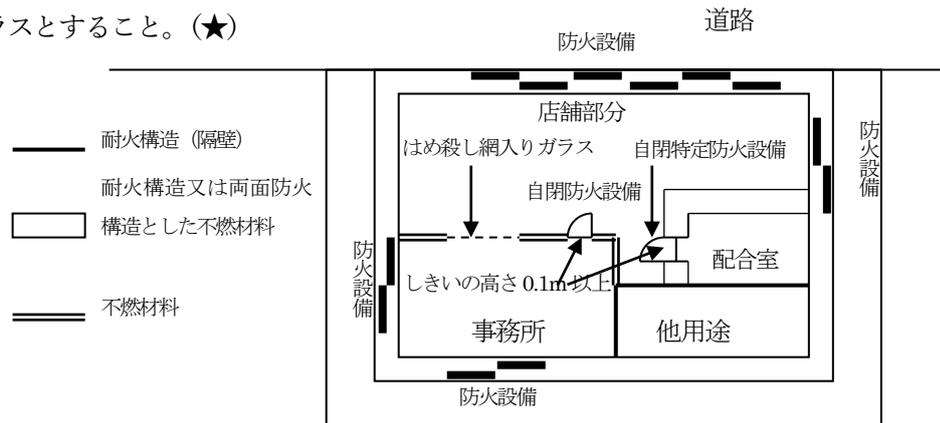
販売取扱所の店舗の位置は、販売取扱いを目的とし、危政令18条の技術上の基準に適合していれば、その店舗が道路に面していなくとも認められるものである。(S40.6.1 自消丙予発第99号)

3 標識、掲示板

「標識、掲示板」について、別記9「標識・掲示板」によること。

4 事務室

販売取扱所の用に供する部分には、事務室を設けることができる。ただし、事務室は耐火構造又は不燃材料で区画された室とし、出入口には自動閉鎖の防火設備を設け、窓及び出入口にガラスを用いる場合は網入りガラスとすること。(★)



事務室の設置例

5 棚等

棚等を設ける場合は、第3章第5節(屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準)9の例によること。

(建築物の構造)

危政令第18条第1項第3号、第4号、第5号

1 建築物の構造

- (1) 建築物の一部に設ける販売取扱所の隔壁（危政令18条第1項第3号ただし書に規定する隔壁をいい、上階がある場合の上階の床を含む。以下販売取扱所の基準において同じ。）は、障壁とするよう指導すること。
- (2) 床は、耐火構造とし、又は不燃材料で造り、危険物が浸透しない構造とすること。
- (3) 販売取扱所に雨よけ又は日よけを設けるときは、支柱及び柱等は不燃材料とし、覆いは難燃性以上の防火性能を有するものとする。

(窓及び出入口)

危政令第18条第1項第6号

1 隔壁の開口部

隔壁に開口部を設けるときは、次により指導すること。

- (1) 出入口を設けるときは、常時閉鎖式の特定防火設備（防火戸）とすること。
- (2) 隔壁には、窓を設けないこと。ただし、防火管理のためにやむを得ないと認められる場合は、必要最小限のはめごろし窓（鉄製枠の網入ガラス窓に温度ヒューズ付防火ダンパーを設けたものに限る。）を設けることができる。

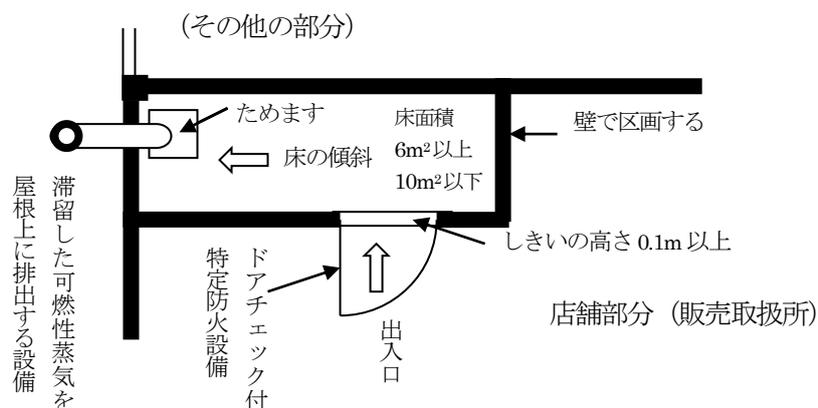
(配合室)

危政令第18条第1項第9号

1 配合室

危政令第18条第1項第9号に規定する「配合室」は、次によること。

- (1) 壁は、耐火構造又は不燃材料で準耐火構造とするとともに、窓を設けないよう指導すること。(★)
- (2) 「屋根上に排出する有効な換気装置」については、別記11「可燃性蒸気又は微粉の換気・排出設備」によること。
- (3) 貯留設備として「ためます」を設ける場合、ためますの大きさは、縦、横及び深さが30cm以上又はそれと同等以上の容量とすること。(★)
- (4) 採光のため、照明設備を設けるよう指導すること。(★)
- (5) 上記のほか、次図の例によること。(★)



配合室の配置例

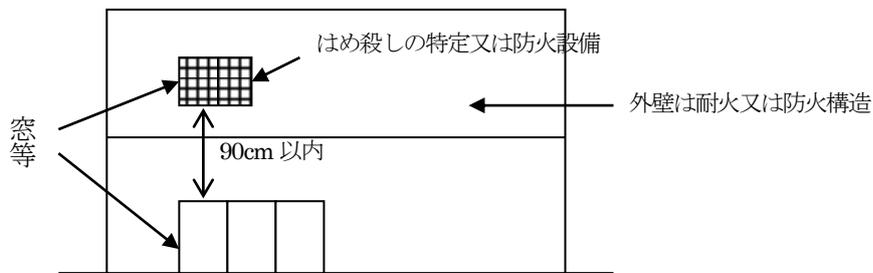
(第2種販売取扱所の基準) 危政令第18条第2項

1 上階への延焼を防止するための措置

政令第18条第2項第2号に規定する「上階への延焼を防止するための措置」は、次によること。

(1) 次の場合は、措置を講じたものと認められる。(S48.8.2 消防予第121号質疑)

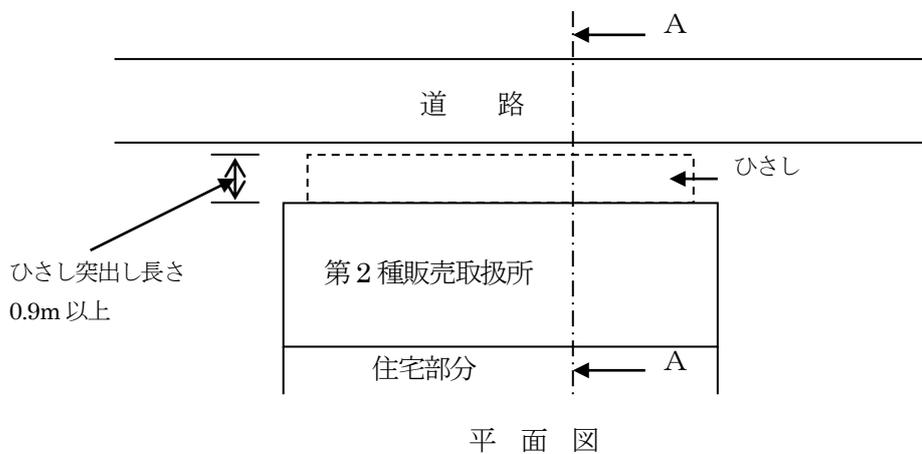
- ア 上階の外壁が耐火又は準耐火構造であること。
- イ 当該販売取扱所の開口部に面する側の直上階の開口部に、はめ殺しの防火設備が設けられていること。



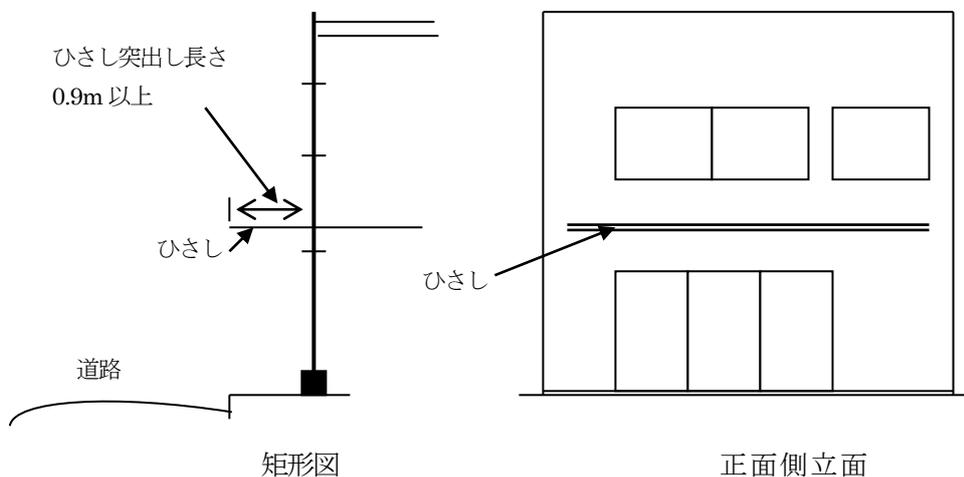
(2) 上階への延焼を防止するための措置としては、上階との間に延焼防止上有効な耐火構造のひさしを設ける方法がある。なお、ひさしを設ける場合にあつては、突き出しの長さを0.9m以上とすること。

ただし、上階に開口部がない場合にあつてはこの限りでない。(S46.7.27 消防予第106号通知)

上階への延焼を防止するための措置例



平面図



矩形図

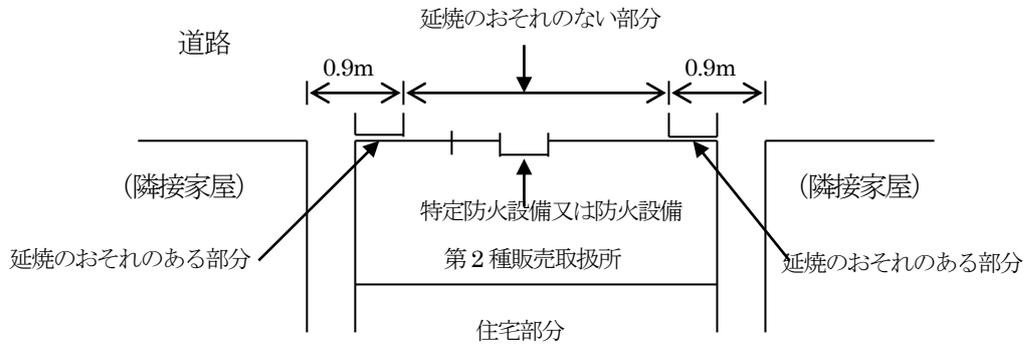
正面側立面

2 延焼のおそれのある壁又はその部分

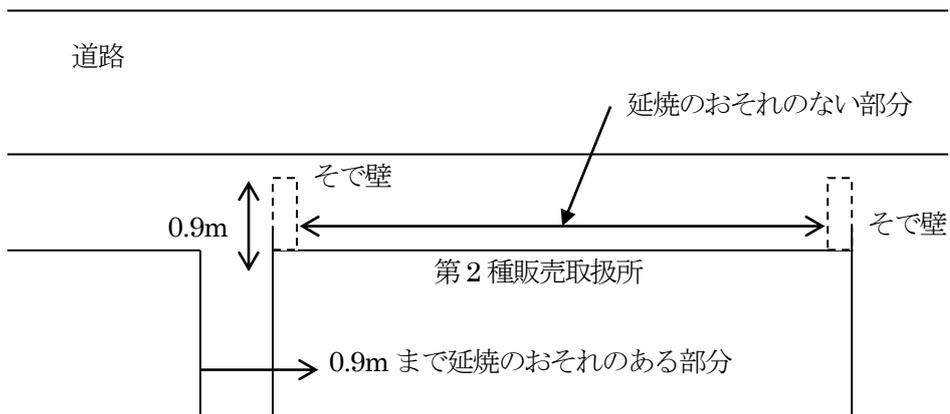
危政令第18条第2項第4号に規定する「延焼のおそれのある壁又はその部分」は、次によること。

- (1) 当該取扱所の両側に近隣する建築物との間隔が0.9m未満である取扱所の部分は、「延焼のおそれのある壁又はその部分」とする。(S46.7.27 消防予第106号通知)

「延焼のおそれのある壁又はその部分」及び「延焼のおそれのない部分」の例

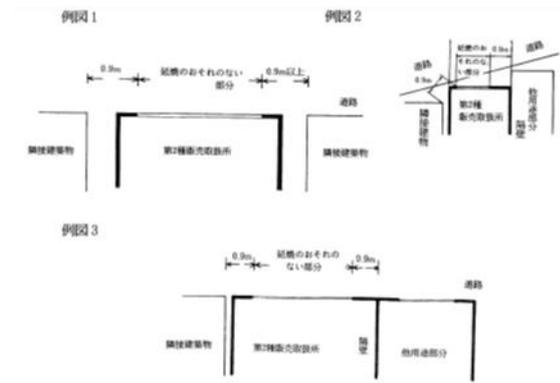


- (2) 販売取扱所の前面外壁部分の側端に0.9m以上の長さで、かつ、屋根（上階がある場合にあっては上階の床）に達する高さの耐火構造のそで壁を設けた場合の当該前面外壁部分は、延焼のおそれのない部分とする。(S48.8.2 消防予第121号質疑)



3 延焼のおそれのない部分

「延焼のおそれのない部分」は、第2種販売取扱所に隣接する建築物の外壁（建築物の第2種販売取扱所の用に供する部分以外の部分との間に設ける壁を含む。）から、例図1、2及び3に示すとおり、それぞれ0.9m以上離れた部分をいうこと。（S46.7.27 消防予第106号通知）



4 他用途部分との隔壁の窓

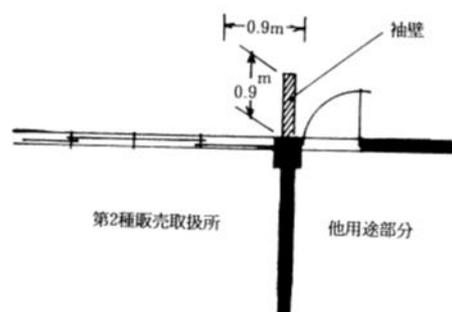
第2種販売取扱所と他用途部分との隔壁に監視用の30cm×40cmの窓（はめ殺しの網入ガラスとし、温度ヒューズ付特定防火設備を設ける。）を設けることができる。（S51.7.12 消防危第23-3号質疑）

5 耐火構造の袖壁

第2種販売取扱所の外壁に、例図4に示すとおり、長さ0.9m以上の耐火構造の袖壁を設けた場合、隣接する建築物の外壁（建築物の第2種販売取扱所の用に供する部分以外の部分との間に設ける壁を含む。）から0.9m以内の部分であっても、「延焼のおそれのない部分」として取り扱うものとする。

（S48.8.2 消防予第121号質疑）

例図



6 隔壁の開口部

隔壁には、窓を設けないこと。ただし、防火管理のためにやむを得ないと認められる場合は、危政令第23条を適用して、必要最小限のはめごろし窓（鉄製枠の網入ガラス窓に温度ヒューズ付防火ダンパーを設けたものに限る。）を設けることができる。（S51.7.12 消防危第23-3号質疑）

7 出入口（第2項第4号）

「延焼のおそれのある壁又はその部分」とは、(3)アの「延焼のおそれのない部分」以外の部分の壁又はその部分（隔壁を含む。）をいうこと。

8 既存の屋外の第1種販売取扱所(平成元年7月4日消防危第64号)

平成2年5月23日以前に設置されている屋外の第1種販売取扱所については、次によること。

- (1) 従来危険物の容器への詰替えを行っていた屋外の第1種販売取扱所については、当該施設を一旦廃止し、新たに一般取扱所としての許可を受けなければならないこと
- (2) 1の一般取扱所としての許可を受けなかった場合は、危険物の容器への詰替えはできない。